



平良交番だより

令和5年
3月号

少年の非行・犯罪被害防止について

全国的には、非行少年の総数は減少していますが、一方、特殊詐欺に加担したり、大麻を乱用して検挙される少年が増加しています。

警察では、未来を担う少年たちを、非行や犯罪被害から守る活動を推進しているところですが、少年の健全育成を図るためには家庭や地域の皆様の協力が必要です。地域ぐるみで少年の非行や犯罪被害を防止するための活動を推進していきましょう。

子供たちを非行から守るためには・・・

- 子供の声にしっかりと耳を傾け、サインを見逃さない。子供に対して日ごろから話をじっくり聞き、深い関心を払うといった接することが重要です。そして子供と向かい合い心を通わせましょう。
- 間違った行いは本気で叱り、その場で正す。犯罪に至らなくても、悪いと知りつつ軽い気持ちでやったことが親から見逃されると、罪悪感が薄れ、繰り返してしまうおそれがあるため、早めに「悪いことは悪い！」とはっきり伝えることが大切です。感情にまかせて怒ることと、しつけとして叱ることは違います。感情にまかせて子供の心や身体を傷つけるような叱り方は、児童虐待につながる可能性もあるので注意しましょう。



地域の皆様へ

- ・ 地域とのつながりを大切にして、子供を守りましょう。
- ・ 無関心は子供の非行を助長します。
- ・ 地域の行事などを通して、子供と触れ合しましょう。
- ・ 知っている子供がいたら、ひと声かけましょう。

水難事故防止へのお願い！

～安全・安心・楽しいマリンレジャーのために～

3月には海開きが予定されています。海や河川の利用には、常に水難事故の危険が伴います。

あぶない！ マリンレジャーで気を付けてほしいこと！



- ・ マリンレジャーをするときには、必ず「ライフジャケット」を着用しましょう！
- ・ 荒天時、体調不良時、飲酒時には、海や河川に入らないようにしましょう！
- ・ 子どもだけの水遊びは危険です！見かけたら必ず注意しましょう！



宮古島
警察署
72-0110

☑ **大麻は有害です。**

大麻には脳に作用する成分が含まれ、知覚の変化や学習能力の低下をもたらし、精神障害を発生しやすくなるなど、特に若者の脳に大きな悪影響を与えます。

☑ **大麻の所持は違法です。**

大麻を所持することは、大麻取締法違反により5年以下の懲役(営利目的の場合は7年以下の懲役、情状により200万円以下の罰金を追加)と規定されています。

☑ **誘いには乗らない。**

その場の雰囲気や友達などの誘いで大麻に手を出してはいけません。また、SNSを通じた大麻の勧誘にも応じてはいけません。

宮古島から
薬物事件を追放しよう！
薬物に関する情報をお持ちの方は
宮古島警察署
0980-72-0110
まで、情報提供をお願いします。

自転車の
二重ロックを！

